平成２７年（フ）第１４６号
北海道北広島市大曲中央３丁目２番地２
債務者　佐々木雅啓
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　真清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８１号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目14番７号
債務者　鈴木　進一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿平　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
岐阜県大垣市笠木町86番地21
債務者　ののロールケーキこと　道野　晃子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
三重県度会郡玉城町佐田1002番地23
債務者　カットスタジオヘアーズニシヤマ・サロンラクールこと　西山　元章（旧名素史）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９号
相模原市南区東林間８丁目17番18号　シティ601―205
債務者　水越　光一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０号
相模原市中央区中央２丁目13番３号　アートフランスビル501
債務者　末永久里奈
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１号
相模原市南区大野台１丁目18番４号　ヴィラアラモード104
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２号
京都府亀岡市千代川町湯井巽筋１番地６　シャトーゆい207号
債務者　平井美智代
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
堺市西区菱木２丁2117番地20
債務者　熊ノ迫明子（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
大阪府羽曳野市向野510番地の１
債務者　國房富士子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
堺市堺区大浜北町３丁４番２号　朝日プラザ大浜4003号
債務者　中森　　仁
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４号
北海道夕張郡栗山町字雨煙別454番地１
債務者　山内　健一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５号
山形県鶴岡市湯野浜１丁目20番22号、前住所山形県鶴岡市湯野浜１丁目８番４号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３２号
群馬県沼田市町田町378番地14
債務者　金澤　　礼
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈278番地１　コーポ平山Ⅱ105号
債務者　原　　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県朝倉市頓田544番地１　ポム・フルールＡ202号
債務者　中島　浩二
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部